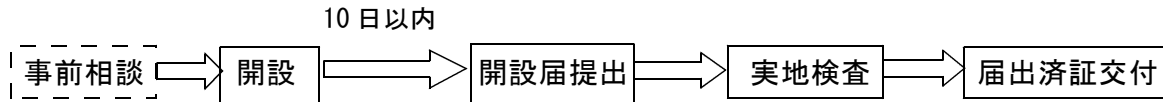


【 施 術 所 開 設 の 手 引 き 】

北海道江別保健所

1 開設の流れ



2 開設届

開設後10日以内に提出してください。

提出書類	注意事項
施術所開設届 (届様式は保健所にあります。)	「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師」と「柔道整復師」では届様式が異なります。
業務に従事する施術者全員の免許証 (写し)	原本照合が必要ですので、 <u>原本を持参</u> して下さい。
業務に従事する施術者全員の運転免許証、健康保険証等の身分証明書(写し)	コピーでも可。
施術所の平面図	<u>各部屋の出入口、寸法、換気装置の位置、ベッド、カーテンの位置</u> を記載してください。 なお、換気装置がない場合は、窓などの <u>外気開放部位の寸法(縦×横)</u> を記載して下さい。

3 構造設備基準

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第25条、第26条及び柔道整復師法施行規則第18条、第19条により構造設備基準が定められています。

開設にあたっては次の事項に適合するようにしてください。

- ・ 6. 6㎡以上の専用の施術室を有すること。
- ・ 3. 3㎡以上の待合室を有すること。
- ・ 施術室は、室面積の7分の1以上に相当する部分を外気に開放し得ること。
(ただし、これに代わるべき適当な換気装置があるときはこの限りでない。)
- ・ 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。
- ・ 常に清潔に保つこと。
- ・ 採光、照明及び換気を充分にすること。

4 広告について

あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゅう業及び柔道整復の業務等に関する広告については、法律に規定されている事項以外は広告できないことになっています。

つきましては、広告を行う際は、広告できる事項以外を記載することがないように御留意ください。（詳細は3頁を参照。）

5 変更届

下記の事項に変更が生じた場合は、変更後10日以内に施術所開設変更届を提出してください。

なお、施術所を移転する場合や開設者が変わる場合は、変更前（移転前）の施術所を廃止し、改めて開設届を提出する必要があります。

- (1) 開設者の氏名及び住所（法人については、名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 施術所の名称
- (3) 業務の種類（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう）
- (4) 業務に従事する施術者の氏名
(新たに業務に従事する施術者の免許証（写し）及び身分証明書（写し）を添付)
- (5) 構造設備の概要及び平面図（変更前、変更後の施術所の平面図を添付）

注) (4) 及び (5) の添付書類の注意事項については、「2 開設届」を参照してください。

6 休止（廃止・再開）届

施術所を休止、廃止又は再開した場合は、10日以内に提出してください。

提出書類	注意事項
施術所休止（廃止・再開）届 (届様式は保健所にあります。)	廃止届には、届出済証を添付してください。

問合せ先 (届書の提出先)
〒069-0811 江別市錦町4-1
江別保健所企画総務課
電話 011-383-2111 FAX 011-383-2185

施術所における広告について

あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゆう業及び柔道整復の業務等に関する広告については、法律に規定されている事項（下記「広告できる事項」参照）以外は広告できないことになっています。

つきましては、広告を行う際は、広告できる事項以外を記載することがないよう御留意ください。

- （主な違反事例）
- ◆ 「交通事故（自賠償）対応」「労災対応」など、医療保険以外の保険に関する記載
 - ◆ 「費用は〇円～〇円」「無料体験」「〇円引き」など、料金に関する記載
 - ◆ 「交通事故（自賠償）対応」「労災対応」など、医療保険以外の保険に関する記載

～～～ 広告できる事項 ～～～

柔道整復師法

第二十四条 柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 一 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 二 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 三 施術日又は施術時間
- 四 その他厚生労働大臣が指定する事項
 - 一 ほねうぎ(又は接骨)
 - 二 柔道整復師法第十九条第一項前段の規定による届出（開設届）をした旨
 - 三 医療保険療養費支給申請ができる旨(脱臼きゆう又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
 - 四 予約に基づく施術の実施
 - 五 休日又は夜間における施術の実施
 - 六 出張による施術の実施
 - 七 駐車設備に関する事項
- 2 前項第一号及び第二号に掲げる事項について広告をする場合においても、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律

第七条 あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゆう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、左に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。

- 一 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
- 二 第一条に規定する業務の種類
- 三 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 四 施術日又は施術時間
- 五 その他厚生労働大臣が指定する事項
 - 一 もみりようじ
 - 二 やいと、えつ
 - 三 小児鍼(はり)
 - 四 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第九条の二第一項前段の規定による届出（開設届）をした旨
 - 五 医療保険療養費支給申請ができる旨(申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
 - 六 予約に基づく施術の実施
 - 七 休日又は夜間における施術の実施
 - 八 出張による施術の実施
 - 九 駐車設備に関する事項
- 2 前項第一号乃至第三号に掲げる事項について広告をする場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

【 Q & A 】

構造設備について

Q1 自宅の一部を施術所にしたいのですが、注意する事項はありますか。

A1 玄関は自宅と施術所で別々にしてあることが原則です。ただし、既に完成している自宅の一部を施術所とする等の理由で、玄関を別々にすることが困難な場合は、自宅と兼用の玄関でも構いませんが、施術所までのルートを清潔にしてください。なお、家族が通行する場所を施術室及び待合室としないで下さい。（患者のプライバシーを確保するため。）

Q2 同一の施術所で「あん摩マツサージ指圧・はり・きゆう」と「柔道整復」の施術を行う場合に、注意する事項はありますか。

A2 あはき専用の施術室と柔整専用の施術室が必要です。ただし、施術者が1名のみの施術所である場合は、同一の施術室でも構いません。
なお、施術者が2名以上でも、待合室は共用で構いません。
また、上記の施術室内で法定外業務（整体など）はできません。

Q3 施術室と待合室は壁で区切られている必要がありますか。

A3 壁で区切られていることが原則です。ただし、既に建物が完成している等の理由で、壁で区切ることが困難な場合は、カーテンやパーテーション等で区切って患者のプライバシーを確保してください。なお、ベッドとベッドの間をカーテン等で区切る方法も可能です。

Q4 施術室の外気に開放し得る面積とは、窓の面積のことですか。

A4 引違い窓（左右2枚の窓を交差させながら開け閉めする窓）の場合は、窓1枚分の面積が外気に開放し得る面積となります。

Q5 施術室の外気に開放し得る面積が室面積の7分の1に満たない場合、どうしたらよいですか。

A5 強制換気装置を設置すれば、問題ありません。強制換気装置を設置することができない場合は、ご相談下さい。

開設届について

Q6 木造建築なのですが、部屋の寸法は実寸値を記載する必要がありますか。

A6 芯々の寸法でも構いません。

Q7 消毒設備欄には何を記載すれば良いですか。

A7 手指や施術に用いる器具等を消毒するために使う薬品の成分名（エタノール等）を記載してください。はりを業とする場合で使い捨ての鍼を使用するときは、その旨を記載してください。